## 函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則(昭和62年規則第43号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき、函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金 (以下「訓練給付金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。 (訓練給付金の支給)
- 第2条 市長は、母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを 支援し、母子家庭および父子家庭の自立の促進を図るため、第4条に規定する対象 講座を受講した者に対して、訓練給付金を支給する。

(支給対象者)

第3条 訓練給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項または第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)で次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については, (1)の規定は適用しない。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月 30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母 子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験,技能および資格の取得状況ならびに労働市場の状況から判断して,当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者

(対象講座)

- 第4条 訓練給付金の支給の対象となる講座(以下「対象講座」という。)は、次に 掲げるものとする。
  - (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号) および雇用保険法施行規則(昭和50年 労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一 般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座およびこれに準じ市長が地 域の実情に応じて対象とする講座
  - (2) 雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る

教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練 講座およびこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の 取得を目的とする講座に限る。)

(3) 雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座およびこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)(以下「指定教育訓練」という。)

(訓練給付金の額)

- 第5条 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に 定める額とする。
  - (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金 の支給を受けることができない受給資格者(第4条の(1)および(2)の講 座を受講する者)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料および受講料に限る。)(以下「教育訓練経費」という。)の60%に相当する額(その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者((3)に掲げるものを除く。)) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った教育訓練経費の60% に相当する額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修 学年数に40万円を乗じた額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)
- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者)(当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって,当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した(当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む)者に限る。)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った教育訓練経費の85%に相当する額(その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修 学年数に60万円を乗じた額(この場合240万円を超えるときは、240万円)とし、 その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(4) 受講開始日現在において(1)から(3)以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付については、 なお従前の例によることとする。

(対象講座の指定申請)

- 第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、受講開始日前にあらかじめ、別記 第1号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業受講対象講座指定 申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、対象講座の指定を受けなければ ならない。ただし、添付書類が公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。 以下同じ。)により確認できる場合は、省略することができる。
  - (1) 支給対象者およびその児童の戸籍謄本または戸籍抄本(外国人である場合を除く。)
  - (2) 支給対象者およびその児童の属する世帯全員の住民票
  - (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(指定決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、対象講座を決定したときは、別記第2号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業受講対象講座指定通知書」(以下「講座指定通知書」という。)により、当該申請をした者に通知するものとする。なお、訓練給付金の支給方法について第8条第2項の規定を適用する場合は、その旨を通知するものとする。

(転入者に係る講座指定通知書の取扱い)

第7条の2 対象講座を受講した支給対象者が他の地方公共団体において前条の規定 による対象講座の決定に相当する決定を受けた後に本市に転入した者である場合は、 当該決定についての当該者への通知に係る書面は、講座指定通知書とみなす。 (訓練給付金支給申請)

第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、やむを得ない事由がある場合を除き、原則として、受講修了日から起算して30日以内に、別記第3号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、添付書類が公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

なお,専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については,専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に申請しなければならない。

- (1) 第6条第1号から第3号に規定する書類
- (2) 講座指定通知書
- (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写しもしくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績および目標を達成していることを証明する受講証明書(次項によって支給する場合に限る。)
- (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した 領収書
- (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 2 支給方法の特例(第5条第2号に規定する者に対する支給に限る。) 訓練給付金の支給について,支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2 の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとの支給を決定する ことができるものとする。その場合,あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓 練施設に対し受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講 証明書をいう。以下同じ。)の発行が可能であることを確認するなど,関係機関 と連絡調整した上で,その支給方法を決定するものとする。

(訓練給付金の追加支給等)

第8条の2 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、やむを得ない事由がある場合を除き、原則として、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に、別記第4号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金申

請書(追加支給用)」に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなけばならない。ただし、添付書類が公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

なお,専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については,専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に申請しなければならない。

- (1) 第6条第1号から第3号に規定する書類
- (2) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し
- (3) 教育訓練施設の長が,受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した 領収書
- (4) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- (5) 当該母子家庭の母または父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

(実績報告の取扱い)

第8条の3 前2条の申請書を提出したことで、補助金交付規則第17条に規定する 実績報告を行ったものとする。

(支給決定等の通知)

第9条 市長は,第8条の規定により申請があった場合において,その内容審査および必要に応じて行う調査等により,支給額を算定し,決定したときは,別記第5号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書」により通知するものとする。

(追加支給決定等の通知)

第9条の2 市長は、前条の2の規定により申請があった場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、支給額を算定し、決定したときは、別記第6号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金追加支給決定通知書」により通知するものとする。

(訓練給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者があると きは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

(細則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月21日に施行し、平成17年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月3日から施行し、平成30年8月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、平成30年11月1日から適用

する。

附則

- この要綱は、令和元年6月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和元年8月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和元年12月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 経過措置

令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請および支給申請 に際して、当該母子家庭の母または父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部 を改正する政令(令和2年政令第381号)による改正前の母子および父子ならび に寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)において寡婦控除または寡夫控除 のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25 年法律第226号) 第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した 後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあ るのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」 と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得 割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超 える者に限る。) および同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚 姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるの を「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と 読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり,同法第34条 第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であったときは、当該母子家 庭お母または父子家庭の父の子の戸籍謄本および母子家庭の母または父子家庭の 父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書 類を添付することとする

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。